介護老人保健施設開設者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長 ( 公 印 省 略 )

介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の 人員、施設及び設備並びに運営の基準について

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十七条第一項から第三項の規定による「介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例」(以下「介護老人保健施設条例」という。)については、令和三年岡山県条例第三十三号をもって一部改正され、本日から施行されました。これに伴い、運用上の留意事項についても一部改正を行いましたので、運用に当たっては、引き続き次のことに留意し、適切に対応してください。なお、今回、本通知を一部改正したのは、下線部になります。

記

# 1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「介護老人保健施設条例」の運用に<u>当たって</u>は、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十号。以下「基準省令」という。)の運用のために発出された「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成十二年三月十七日付け老企第四十四号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて介護老人保健施設は、適正な事業運営をすること。

#### 2 本県独自基準についての運用

「介護老人保健施設条例」において本県独自に盛り込まれた基準については、 県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、介護老人保健施設は、 別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。 (別紙)

#### 1 内容及び手続きの説明及び同意

(介護老人保健施設条例第六条第一項)

基準省令の改正に鑑み、相手方の承諾を得て同意書の電子化を可能とする 介護老人保健施設条例の改正(第五十四条第二項)に伴い、「できる限り書 面により得るものとする」との規定を削除するものである。

### 2 取扱方針に規定する質の評価

(介護老人保健施設条例第十五条第六項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

## 3 食事に規定する地産地消

(介護老人保健施設条例第二十一条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

## 4 相談及び援助に規定する成年後見制度の活用

(介護老人保健施設条例第二十二条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方 を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

介護老人保健施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

#### 5 その他のサービスの提供に規定するレクリエーション

(介護老人保健施設条例第二十三条第一項)

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の 嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮する ことを求めるものである。

#### 6 基本方針及び虐待の防止に規定する研修等

(<u>一部改正前の</u>介護老人保健施設条例第二十九条<u>第三項、</u>第四項<u>。改正後の</u> 同条例第二条第四項及び第三十九条の二)

基準省令の改正に鑑み、高齢者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

な体制を整備し、研修の機会の確保等の措置を義務付けることについて、従 来の本県独自の規定を、基準省令と同一の内容に改めたものである。

なお、必要な体制の整備等については、介護老人保健施設条例の改正附則 により3年間の経過措置を設けることとしたが、研修の機会の確保について は、従来から本県独自基準として義務付けていたことに鑑み、経過措置は設 けていない。

### 7 非常災害対策

(介護老人保健施設条例第三十一条)

介護老人保健施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、介護老人保健施設として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。ア 消火設備等の非常災害に際して必要となる設備を、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)その他の法令等の規定に従い、確実に設置しなければならない。

イ 介護老人保健施設は、入所者の状態や当該施設が所在する地域の地理的 実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごと に、その規模(当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施 設の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧され る場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実 効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号) 第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震 等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- ウ イの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるほか、</u>実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- エ 介護老人保健施設は、非常災害時にその入所者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。
- オ 非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、 乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすること

を求めるものである。

## 8 記録の整備に規定する保存年限

(介護老人保健施設条例第四十一条第二項)

各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないと したものである。

完結の日とは、入所者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、 その書類を使わなくなった日とする。入所者との契約が継続している間にお いて、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

介護老人保健施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それ ぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、そ の期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用 を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6(4)、7、11(2)、12(8)及び29(2)の「二年間」は、介護老人保健施設条例の規定に従い、「五年間」とする。

## 9 ユニット型介護老人保健施設

- (1) 取扱方針に規定する質の評価
  - (介護老人保健施設条例第四十六条第八項) 基本的に同趣旨であるため、2を参照すること。
- (2) 食事に規定する地産地消
  - (介護老人保健施設条例第四十八条第二項) 基本的に同趣旨であるため、3を参照すること。
- (3) 基本方針及び虐待の防止に規定する研修等

(一部改正前の介護老人保健施設条例第五十一条<u>第四項、</u>第五項<u>。改正後の同条例第四十三条第三項及び準用の規定による第三十九条の二</u>) 基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。

- (4) 準用
  - (介護老人保健施設条例第五十三条) 準用の規定により、1、4、7及び8を参照すること。